

電波監理審議会（第1085回）議事録

1 日時

令和3年2月2日（火）17:00～19:01

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

秋本 芳徳（情報流通行政局長）、湯本 博信（大臣官房審議官）、
犬童 周作（総務課長）、井幡 晃三（放送政策課長）、
佐藤 輝彦（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、
吉田 正彦（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
翁長 久（移動通信課長）、田中 博（移動通信企画官）、
木村 裕明（監視管理室長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 諮問事項 (総合通信基盤局)		
① 無線局 (基幹放送局を除く。) の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案 (アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大)		
(諮問第3号)		1
② 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (アマチュア無線の社会貢献活動での活用)		
(諮問第4号)		1
③ 令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果 (案)		
(諮問第5号)		16
(3) 諮問事項 (総合通信基盤局・情報流通行政局)		
日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見		
(諮問第6号)		35
(4) 閉	会	49

開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、再び感染が拡大し、緊急事態宣言が発令されている状況に鑑みまして、本日の2月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項4件となっております。

諮問事項（総合通信基盤局）

- (1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大）

（諮問第3号）

- (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案
（アマチュア無線の社会貢献活動での活用）

（諮問第4号）

○吉田会長 それでは、早速ですが、審議を開始いたします。

まず、諮問第3号「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大）」及び諮問第4号「周波数割当計画の一部を変更する告示案（アマチュア無線の社会貢献活動での活用）」につきまして、翁

長移動通信課長及び布施田電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。移動通信課の翁長でございます。よろしく願い申し上げます。

○吉田会長 お願いいたします。

○翁長移動通信課長 会議室で関係者が集まっておりますので、マスクのまま失礼いたします。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。

まず、第1項、諮問の概要でございますけれども、被災地における通信確保など、アマチュア無線のこれまでの運用実績等々、アマチュア無線及び社会貢献活動等の社会環境の変化、また、アマチュア無線関係団体からの要望等を踏まえまして、アマチュア無線の社会貢献活動での活用、また、小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大のための改正を行うものでございます。

2項、改正概要を御覧ください。2点ございます。1点目は無線局の開設の根本的基準につきまして、「簡易無線業務用無線局」の用語の意義を整理及び明確化するための改正を行うものでございます。2点目につきましては、電波法施行規則につきまして、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合」を加えるといった改正がございます。この2点でございます。

施行期日につきましては、もし本日、御答申をいただきました場合には速やかに改正をさせていただきたいと考えてございます。

ページをおめくりください。2ページ目でございます。

4項、意見募集の結果、いわゆるパブリックコメントでございますけれども、昨年10月16日から11月17日まで実施を行ったところでございます。これにつきまして、429者の方々から意見をいただいているところでございます。

これにつきましては、また後ほど御説明を申し上げます。

参考資料1の4ページ目を御覧いただければと思います。

改正の概要ということで、上の箱の中に概要と、先ほど申し上げましたようにアマチュア無線の社会貢献活動での活用、括弧で書いてありますけれども、アマチュア無線の定義の明確化といったものでございます。もう一つ、小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大ということで、小さい字でいろいろ書いてございますけれども、5ページ目、6ページ目のポンチ絵のほうで御説明を申し上げます。

まず、5ページ目でございますけれども、「アマチュア無線を身近な活動へ」ということでタイトルをつけさせていただいておりますけれども、この資料につきましては、パブリックコメントでも提示をしているところでございましたけれども、様々な御意見等々をいただいておりますので、全面的とまでは言いませんけれども、修正をさせていただいております。繰り返しになりますけれども、災害時や地域におけるボランティア活動等で、アマチュア無線を身近な暮らしの中で活用できるように改正をしていきたいと思っております。どのような場合に使えるのかというのは、イラストのほうで様々な地域における活動という例示を挙げさせていただいております。

また、いろいろ御意見、御質問等もパブリックコメントでいただきましたので、注書きという位置づけでございますけれども、2点記載をしております。

1つ目は上のほうに書いておりますけれども、アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものということです。また、2行目にありますように、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできませんということは改めて明記をしたいと思っております。また、さらに、アマチュア無線局免許人に社会貢献活動を強制するといったものでもないということも明記をしているところでございます。

2つ目は注意事項と申しますか、一番下に書いてありますけれども、本改正案につきましては、社会貢献活動を行う通信として、アマチュア無線を使用させるですとか、総務省として推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の1つとしてアマチュア無線を使用することができるようになるということに注意書きとして記載をしております。

ページをおめくりください。6ページ目でございます。これは2点目の改正ですけれども、無資格者の小中学生が、親御さんですとか祖父母、また、学校の教職員といった方々がアマチュア無線有資格者の場合、彼らの指揮、立会いの下で、アマチュア無線を操作できるようにすることによりまして、アマチュア無線を身近に感じていただいて、体験をしていただいて、それで無線の世界の理解を深めていただくといったものに使っていきたいと思っているものでございます。これによりまして、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていきたいと考えておるものでございます。イメージ図につきましては、屋外、屋内で親御さんたちが立会うもの、また、学校等の教育現場で先生方の指導、指揮の中で使っていただくといった形を想定しているものでございます。

7ページ目を御覧ください。無線局の開設の根本的基準の一部改正でございますけれども、これも詳細は御説明申し上げますけれども、まず、真ん中のほうに改正後とありますように、アマチュア業務につきましては、「総務大臣が別に告示する業務を行う無線通信業務をいう」ということで、下のほうにありますけれども、告示案というので、1と2を書いておりますけれども、ここでも、なお書きで、「各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない」といったことを改めて明記をすると、これがパブリックコメントの後に追加をしたものでございます。

上のほうの真ん中辺りに戻っていただきまして、簡易無線業務につきましては、これまで簡易無線業務であって前号に該当しないもの、アマチュア業務に

該当しないものがありましたけれども、これも削除するといった改正でございます。

ページをおめくりください。8ページ目でございます。これは周波数割当計画のところでございますけれども、アマチュア無線局のところにつきまして、先ほど申し上げた告示の部分を追加するというものでございます。

9ページを御覧ください。これは電波法施行規則の一部改正でございますけれども、改正後のところで、先ほど来、申し上げていますような家庭内等々の限られた範囲で小中学生が操作をできるといったことを可能にする場合を入れさせているものでございます。これについても、下のほうの参考の告示が詳細にいろいろ書かれておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

10ページ目は、現在のアマチュア無線局数の推移等々を記載しております。

また、11ページ目におきましては、アメリカにおけるアマチュア無線の運用を記載しているところでございます。

12ページ目につきましては、これまで災害時のときにアマチュア無線の方々に御活躍をいただき、迅速な災害対応に貢献をしていただきましたけれども、それについての実績、事例というものをまとめさせていただきます。

13ページ目を御覧ください。先ほどパブリックコメントをさせていただいて、御意見をいただきましたと申し上げました。実施期間につきましては記載のとおりでございます。意見提出につきましても、429者の方々からいただいているものでございます。

3項、主な御意見ということで、賛成意見としましては88件、そのほか社会貢献活動は業務用無線でやったらいいのではないかと、また、アマチュア無線は専ら個人的な無線技術の興味によって行うですとか、また、金銭上の利益のためでなく、アマチュア無線の定義に反するのではないかと。また、消防団

については、消防団、鳥獣被害対策事業はアマチュアではないほうがいいんじゃないかですとか、また、アマチュア業務の定義については国際条約で決められていて、範囲を逸脱するのではないかと。また、電波監視を強化すべきではないかといった御意見を寄せられております。それぞれにつきましては、後ろのほうに、丁寧に我々の考え方、回答等をまとめさせていただいております。

小中学生のアマチュア無線の体験拡大につきましては、賛成意見が80件、範囲を拡大すべきというのが56件、また、範囲は限定すべきであるというのが25件ございました。

これらにつきましては、14ページ目のほうに記載をしておりますけれども、概要といたしましては、真ん中あたりに書いておりますけれども、アマチュア無線の社会貢献活動についての補足ということで、我々総務省のほうでも、今回の制度改正をもしお認めいただきましたら、今後、どのような形でこれを使っていたのかといった形で、電波利用のホームページ等々に公開していきたいと思っておりますし、今回のパブコメの考え方も総務省のホームページで公開をしております。「また」で書いておりますけれども、2つ目の矢印ですけれども、JARLさんからも、身近な生活の中で広まるように、連盟としてもガイドラインの作成等に努めてまいりますという御意見をいただいておりますので、引き続き連携を進めていきたいと思っております。

15ページ目以降に、社会貢献活動のいただいた御意見を1つのカテゴリーでまとめて御意見に対する考え方というのをまとめているものでございます。詳細の御説明は省略をさせていただきますけれども、例えば、16ページ目を御覧いただければ、提出意見による改正案の修正ということで、御意見といたしましては、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信はアマチュアではないのではないかとという御意見をいただいておりますので、これはパブコメから修正をいたしまして、先ほど申し上げたとおり、なお書きになりますけれ

ども、告示に「各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない」といったことを明記したいと思っております。

17ページ、小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大でございますけれども、これもパブコメにかけたときの意見に対しまして、下のほうですけれども、立ち会う無線従事者が開設するものは必然的に個人ではないのかという御意見をいただいておりますので、規定の明確化を図るために、文章を丁寧に書かせていただいております。

18ページ目以降につきましては、各個別の御意見について、それぞれ1つずつ、御意見と総務省の考え方というのをまとめておりますけれども、これにつきましても、大きなカテゴリーにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございますので、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。あと、参照条文といたしまして、60ページ以降でございます。

また、65ページ目以降には総務省令の改正の案文を付けておりますけれども、これについても説明は省略をさせていただきます。

雑駁ではございますけれども、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○布施田電波政策課長 続きます、諮問第4号の説明をさせていただきます。電波政策課長の布施田でございます。

諮問第4号、「周波数割当計画の一部を変更する告示案」の資料を御覧ください。本件は、先ほど移動通信課長から説明のありました省令改正案に合わせて必要となる周波数割当計画、告示の変更を行うものでございます。

説明資料の2ページ目の概要のところを御覧ください。変更概要といたしましては、先に説明のありました、省令改正案と整合を図るために、周波数割当計画の総則の2に定めるアマチュア業務用の無線局の目的に係る範囲について、その他施行規則第3条第1項第15号の規定により総務大臣が別に告示する業

務を追加します。それとともに、簡易無線通信業務用の無線局の目的に係る範囲について、アマチュア業務に該当しない業務を削除するものであります。

本件につきましては、答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更することとしたいと考えてございます。

最後に、本件の意見募集結果につきましては、先ほど移動通信課長の説明のあった諮問第3号と同時期に意見募集を実施しておりまして、周波数割当計画の変更案に対する直接的な意見の提出はなかったところでございますが、当該変更内容については、省令改正案と整合を図るものでございますので、先ほど諮問第3号に対して提出された意見募集の結果を参照することとしたいと考えてございます。

以上、御説明でございました。審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田会長 翁長移動通信課長、そして、布施田電波政策課長、御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。よろしくお願いたします。

○兼松代理 兼松でございます。どうも御説明ありがとうございました。

本諮問につきましては、昨年来、非常に何回も議論を踏まえまして、相当私のほうでも勉強させていただいたところでございますけれども、非常にアマチュア無線家の方の関心がこれほどまでに高いということに、私も驚きを禁じえないところであったんですけども、アマチュア無線の開局数がだんだん、かなり減ってきてしまっているという中で、それではアマチュア無線家としては、社会貢献をどのようにやっていっていただいたらいいのかと、もちろんアマチ

ユア無線家というのは趣味で始めたものではございますけれども、実際には社会貢献に役立っている面もあるということで、それをよりグレーでなく、社会的に認められている形で貢献していただくということで、今回の改正につきましては、非常に意義のあることであろうと思っております。

ただ、たくさんのパブリックコメントが寄せられたということもございませし、その中には、アマチュア無線の定義というのに違反していないのかという疑念がかなり寄せられているところでもございましたので、これに対しましては、総務省のほうで一つ一つ検討されて、より誤解を招かないような形に資料も改定されたということで、結果的にはパブリックコメントが非常にたくさん出ておりますけれども、その意見を非常に役立てることができたんじゃないかと思っておりますので、私としては、結果としては非常によいものになったかと思っておりますが、今後も引き続き、団体のほうでガイドラインを作成されたり、また、総務省のほうでは、こういう例はマル、こういう例はバツという事例を蓄積していただくこととともに、既に御説明いただいておりますけれども、違法電波というのは、本当はかなり発せられているのであれば、そこはきっちり取り締まっていただくと。そして、それにはこのように熱心に意見を寄せていただいているアマチュア無線家の方の協力が不可欠であると思っておりますので、今後もアマチュア無線家の方とより連携して、正しい電波の使い方というのに努めていただければと思います。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。そのように努めてまいりたいと存じます。

○吉田会長 よろしく願いいたします。

○日比野委員 日比野ですけれども。

○吉田会長 どうぞ。

○日比野委員 今回の御意見と基本的には同じですが、本改正については、趣旨を踏まえて、基本的に賛同させていただきたいと思います。

ただ、兼松会長代理がおっしゃったとおり、大変沢山のアマチュア無線家から危惧の声が聞かれたということで、相当程度、丁寧な説明が今回もコメントに対してなされているとは思いますが、引き続き、コミュニケーションは非常に重要だと思います。担当部局では、本改正の趣旨が実社会に生かされ、目的を達成するよう、丁寧なフォローアップをお願いしたいと思います。

それに関連して確認ですが、3月にホームページ上で、ボランティア活動等、社会貢献活動の活用についての基本的な事項の考え方をまとめて一般に公表すると書いてあり、JARLからも運用ガイドライン等の作成などに努めてまいりますと出ています。JARLのガイドラインも、タイミング的には総務省の考え方と平仄を合わせて3月に出てくるといいなと思いますが、そのような予定になっているのでしょうか。これは確認でございます。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。御指摘の点はこれからも努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3月に考え方を公表する件につきましては、JARLさんとも連携を取りながら進めてみたいと思いますけれども、JARLさんのほうは時間がかかるとも聞いておりますので、残念ながら、同じタイミング、3月というわけにはいかないと思いますけれども、JARLさんにもできるだけ早くガイドライン等々をまとめていただくべくお願いをし、また、調整をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○日比野委員 そうですね。足並みがそろっている感じのほうがいいと思いますので、あまり時間が空かないほうがいいのかと思いました。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 では、長田から失礼いたします。事前の御説明のときにもいろいろ御意見を申し上げましたけれども、パブリックコメント等で様々出された御意見に丁寧に対応していただいたと思っています。

アマチュア無線という、非常に我々にとって大切な仕組みを、アマチュア無線家の皆さんたちが大切にされているのと同時に、それに今まで接したことのなかった我々も理解を深めていくということも大切だと思いましたので、小学生の体験なども、小学生だけではなく、本当はもう少しいろいろな方にも、今はウェブでも何でもこういう仕組みがあるというのはお知らせすることができると思いますので、関係団体の皆さんと御一緒に、そういう活動もしていければいいかと思いました。よろしく願いいたします。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。そのように努めてまいります。

○林委員 林でございます。2点意見がございます。兼松代理・日比野委員・長田委員の意見と重複していますが、せっかくの機会ですので、発言させていただきましたら存じます。

まず総論的な意見として、人口減少や高齢化、ネットの発展、趣味の多様化等々の理由で、アマチュア無線家は減少・高齢化しています。私の同僚にアマチュア無線家がいるのですが、50歳代で若手の方だと言っていました。本諮問案の背景には、このままでは大げさに言うと無線趣味自体が絶滅してしまうかもしれないとの危惧の下、アマチュア無線家を増やそうという動きの一つであると認識しています。その意味で、今回諮問は、非常に重要であると存じます。だからこそ、JARLやJARLは、アマチュア無線を本気で振興したいと考え、今回の要望のように、アマチュア無線家が災害救助やイベントでの通信ボランティアなどを行って、アマチュア無線の社会的地位向上を図りたいと主張されてきたものと存じます。さきほどご説明にあったように、JARLは、

1990年代半ばに会員20万人を数えたのが、会員5万人まで減少したのではないかと存じます。このようなJARLの危機意識はよく理解できるところでございます。とはいえ、JARLは、現在でも会員5万人を擁する会員組織で、会長や幹部は会員の選挙で選ばれる団体ですので、今回のJARLとJARLが、組織として、総務省に社会貢献活動についての要望書なるものを提出されたのは、その背景に本諮問案に賛成する大多数のサイレントマジョリティの意見が控えているとみるのが合理的なのではないかと存じます。

今回、総務省が、アマチュア無線の業務利用を認めるものではないことを明示したことは高く評価しています。また、総務省とJARLさんとが連携して、本諮問案がアマチュア無線の業務利用を決して認めるものではないことを明示するため、今後、許される運用と許されない運用を例示し明確化するガイドライン等を作成することをぜひお願いしたいと存じます。これが1点目の意見です。

第2に、アマチュア無線は、その定義通り、もともと研究と趣味のための無線ですが、無線活用の黎明期には、一般的には役に立たないと思われていた短波帯が長距離通信に使えることを見出したり、インターネットの普及前の1990年代には、すでに無線を使った全国ネットワークを確立させたりしてきたりと、アマチュア無線家には、わが国の通信技術の発展を牽引してきた、という自負をおもちだと存じます。そしてそれは実際その通りなんだろうと存じます。

他方で、アマチュア無線機は業務用無線機よりも安く、チャンネル数も多いこともあり、以前から、一部の団体がアマチュア無線機を購入し、免許を取得せずに使っているという問題があると聞きます。この点、電波法80条は、法令違反の運用を認めたときは、免許人は総務大臣に報告しなければならないと定めています。数多くの誠実なアマチュア無線家が、同条に基づいて、各地の

総合通信局に報告を行っていると聞きますが、それらの端緒を得ながら、地方の総通局では日夜懸命に違法局の取り締まりを行っていただいているものと推察しています。今後、総務省におかれては、違法局についてはこれまで以上に厳正に対処していただいて、そしてJ A R Lも、総務省による違法局の摘発に協力していただいて、いわば両者が連携・協力して、いっそう電波法の啓蒙とその精神の発展に努めていただきたいというのが2点目です。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。御指摘を踏まえて、努めてまいります。

○吉田会長 吉田のほうからも一言申し上げます。

今、先生方が随分おっしゃってくださいましたけど、私自身も本件につきましては、総務省のほうで寄せられました多数のパブリックコメントに対しまして、非常に真摯に取り組んでいただきまして、様々な修正等も行っていただいて、非常に適切な対応を行っていただけたのではないかと感じております。

特にパブリックコメントで問題になっておりましたのは、5ページの、「アマチュア無線を身近な活動へ」と題する図面の中で、当初地域活動での活用例といたしまして、消防団活動や有害鳥獣対策が大きく描かれておりましたため、あたかもそれらの活動にアマチュア無線を推奨しているように受け止められかねなかった点だったかと思いますが、その誤解を解くため、今回、図面をかなり修正していただきまして、あくまでも地域におけるボランティア活動等地域活動の相互連携の一例として示されているだけであって、決して推奨するものではない、あくまでも選択肢の1つとして利用できることを示しているにすぎないという意図をよりクリアにさせていただけたかと感じております。

また、資料を拝見しておりまして、具体的には15ページの4つ目のカラムの右側でしょうか。ここに総務省としての考え方がより詳細に文章で記述されております。私もここをざっともう一度読み直してみまして、非常に的確に意

図するところを述べられていると感じました。したがって、15ページの4番目のカラムの右側に書かれているような内容をもう少し国民の皆様にも周知、啓発していただければ、かなり誤解が解けるのではないかと感じたところでございます。

それでも、5ページの図面等が勝手に独り歩きして、総務省の想定範囲を逸脱するような問題が生じるのではないかと危惧される方がいらっしゃるかもしれません。つきましては、改正後の状況につきましても、総務省のほうで十分にウオッチしていただきまして、万一問題点が発覚すれば、速やかに対応していただきますようお願いしたいと存じます。併せて、本改正案の趣旨につきましても、アマチュア無線家並びに国民の皆様にも丁寧にも周知、啓発していただくことをお願いしたいと思います。

あと、聞くところによりますと、アマチュア無線家の皆様方から同様の主張が継続的に寄せられているようなのですが、内容的には、先ほど御説明いただきましたパブリックコメントの意見に包含されているのではないかと認識しております。総務省におかれましては、こういった皆さんの懸念にも十分留意していただきまして、丁寧な説明、周知、広報に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

○翁長移動通信課長 ありがとうございます。これからも周知、啓発については、JARLさんとともに連携しながら努めてまいりたいと思います。

また、制度改正後、吉田会長から御指摘のありましたように、どのような変化が起きているのかということもウオッチをさせていただいて、総合的に判断して対応を取らせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

あと、もう1点付け加えさせていただきますと、そもそもこの案件が出てき

た1つの発端は、JARLとかJAR Dからの要請があったためと伺ったところですが、いただいているパブリックコメントの中では、JARLとかJAR Dの当初の要請の範囲を超えた改正になっているのではないかとのご指摘もありましたが、その辺りにつきましても、先ほど御説明いただいた内容で、かなり説明いただいていると思いますし、また、もう1点、JARL、JAR Dのほうからも、この案に賛成する旨のパブリックコメントが寄せられているというのは、非常に重要な無視できない事実であると思いますので、そういう点でも、この案で差し支えないんじゃないかと思います。これによりまして、アマチュア無線の今後の発展につながっていけばと願っております。

私からは以上ですが、ほかの委員の先生方から何か追加で御意見等ございましたら、お願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○兼松代理 ありがとうございます。先ほど社会貢献活動の点にしかコメントしなかったんですけども、後段の小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大につきましては非常に結構なことだと思っております。今は何でもスマホですとかパソコンで、子供が情報を得たりするわけですけども、このように手を動かして、一面非常にアナログっぽいところがあると思いますけれども、こういうものに触れながら、自分で実験して試していくということは非常に子供のときに大事じゃないかと思っておりますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田会長 兼松会長代理、どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかに追加の御質問、御意見等ないようでしたら、諮問第3

号及び第4号につきましては、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

念のため、お一人ずつ確認させてください。林委員はいかがでしょう。

○林委員 賛同いたします。

○吉田会長 ありがとうございます。長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 賛成いたします。

○吉田会長 ありがとうございます。兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松代理 結構でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 賛成です。

○吉田会長 どうも皆さんありがとうございました。

それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

○翁長移動通信課長 どうもありがとうございました。今後ともよろしく願います。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

(3) 令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の

評価結果(案)

(諮問第5号)

○吉田会長 それでは、続きまして、諮問第5号になりますが、「令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」につきまして、田中移動通信企画官のほうから御説明をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 それでは、諮問第5号、令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)について御説明いたします。

電波の利用状況調査につきましては、電波法第26条の2に基づきまして、電波の利用状況調査をして、その結果につきましては、当審議会に諮問して答申を得た、その結果の公表をさせていただいております。

携帯電話、全国BWA以外の周波数につきましては、令和元年までは3年に一度、令和2年度からは2年に一度の評価をしております。携帯電話と全国BWAに関しましては、技術革新のスピードが大変早いということと、あと無線局の増加がございまして、周波数に対する需要の変化が激しいということでございまして、平成29年、2017年に電波法施行規則と電波の利用状況調査等に関する省令を改正いたしまして、毎年度、調査しようということになります。

平成30年、2018年の調査、令和元年、2019年の調査、そして今年、令和2年、2020年の調査ということで、今回は3回目の調査でございます。今回の調査につきましては、令和2年、2020年の3月末時点の基準日で調査を行ったものでございます。

続きまして、2の調査・評価の対象のところでございますが、携帯電話4者と全国BWA2者の使用する周波数帯につきまして、評価を行ったものでございます。

3のところは次のページ以降で御説明いたします。それでは、資料の3ページ目でございます。

我が国の移動通信システムでございますけれども、令和2年、2020年の3月末時点で、我が国人口をはるかに凌駕する1億8,499万台まで達しております。また、トラヒックの伸びにつきましても、月間平均トラヒックで見ましても、1年間で1.3倍の増、契約当たりの平均トラヒックでいきますと、

1年間当たり1.2倍増ということでございまして、右肩上がりで伸びております。さらには、5Gの割当てを行っております、今後ますます需要が増大することが見込まれております。

次に、資料の4ページ目を御覧ください。先ほど冒頭で申し上げましたけれども、真ん中の移动通信システムに特化した調査の実施という括弧で囲われたところの左側でございますが、従来と書いてある薄いオレンジ色のところが携帯電話や全国BWA以外のものがございます。令和元年までは、周波数を3つに区分して、3年に一度ごと調査しておりましたけれども、令和2年度以降は2年に一度調査しておりましたが、右側の薄いブルーでございますけど、携帯電話に関しましては、毎年調査するということでございます。

それによりまして、既存の免許人に対して、より能率的な利用の促進につなげることができるということでございますし、今、デジタル変革時代の新たな電政懇をやっておりますけども、その中でも、再編の契機としても使うことが可能だと思います。また、令和4年の10月に再免許の機会を迎えますけれども、その際に既存の免許人の方々が能率的な利用をしてきたのかどうかの指標として使うこともできますし、さらに、5Gの普及状況に応じて、今後の追加割当ての検討のためにも調査は役立つのではないかと考えてございます。

評価の指標のところでございますけれども、各周波数帯別の評価指標としまして、基地局数や人口カバーといったカバレッジに関する評価、これが実績評価と申しますのは、同一周波数を使っている横比較、事業者間の比較でございます。あと、進捗評価としまして、開設計画にのっとり内容に従って、それがどこまで進捗しているのか、あと、開設計画が終了したものや、そもそも開設計画が必要ない800MHz帯につきましては、昨年度の実績との比較を行っております。

また、通信速度の向上等に資する技術導入ということで、例えばキャリアア

グリゲーションとか、256QAMだとか、そういったものを導入しているかどうかというのを実績評価、進捗評価しております。このうち、進捗評価につきましては、今年度より初めて行ってございます。

これとは別に、右側の薄いグリーンのところですけども、周波数帯を横断した評価指標としまして、ここに書いてあります1から7の評価を行っております。このうち、赤い部分が今年度より新たに始めたものでございまして、インフラシェアリングの取組、とりわけ5Gになりますと、高い周波数を割り当てていくことになりますので、これまでに比べても、より多くの基地局を打たないといけないということになりますので、より低廉な費用で早期に5G普及展開していくためには、インフラシェアリングの取組というのはとても重要だと思っておりますので、その状況を知ることができると。

また、全国、都市、地方部を問わず、面的に5Gネットワークを整備できるかどうかというのが重要になってまいりますので、トラフィック見合いで、全国にきちっと基地局を打っていつているのかどうかを把握するために、5番のところ、地域別基地局配置、トラフィックの状況とともに、都道府県別のトラフィック状況というのも今回、初めて見ております。

また、7のところございまして、携帯電話の上空利用に関しましては、平成28年、2016年7月から実用化試験局としまして、地上の携帯電話に影響を及ぼさない範囲で飛行台数を管理して、認めていこうという制度を行ってございましたけども、今後、ますますドローンをはじめとする無人航空機に携帯電話を搭載する需要というのが伸びていくことが想定されますので、この状況についても今後、見ていこうということで追加してございます。

続きまして、資料の5ページ目を御覧ください。本調査の評価につきましてということで、3回目の調査でございますけども、変わったところを赤字で書いております。具体的には、一番上のカバレッジの実績評価でございますけれ

ども、高いほうから順番にS、A、B、Cの評価をつけていくということなんですけれども、昨年度の評価では、BとCの評価というのが、どういう場合にBがついて、どういう場合にCがつくのかというのがなかなか分かりにくかったということでございますので、今回、定量的なもので評価をしようということでございまして、具体的には、ここでは4者の比較になるわけですが、各周波数帯の平均値に比べて10%以上使っていればS、各社に比べて平均値のプラスマイナス10%の場合はAとなると。平均値から比べてマイナス10%からマイナス30%までがBとなって、それより以下であればCという評価をつけるという4段階評価で、とりわけCの評価がきちんとつくように改正しております。

また、下のカバレッジのところも、同じく定量的な評価を行うためにということで、例えば基地局数で言えば、計画数から3,000局を上回った場合はSがつく。それより、3,000局を下回ったんだけど、計画値を上回った場合はAがつく。計画値より下回っているんだけど、減少幅が3,000局に至らない場合はBがつく。3,000局よりさらに下の場合ではCがつくといった定量的な評価をしたことが、今回、改善した部分でございまして。

続きまして、6ページ目も同じような内容ですけれども、下のグリーンのところです。開設計画の認定期間が終了した周波数帯、さらにはそもそも開設計画の認定制度をとっていない800MHz帯に関しましても、AプラスからA、B、Cといった4段階評価による評価を行っております。

次に、7ページ目でございます。通信速度向上等に資する技術導入ということでございまして、5Gの割当てを行いましたので、Massive MIMOです。5Gの周波数帯につきましては、Massive MIMOの導入状況について、今回、評価の指標に加えてございます。

資料の8ページ目を御覧ください。周波数帯ごと、携帯電話事業者ごとの評

価についてまとめた表でございます。多くはS、A、Aプラスといった高い評価がついております。このうち、赤い四角い枠で囲ったところが、昨年度と比べて高い評価となったところでございます。一方で、青い枠でくくったところは、昨年度と比べて評価が下がったところでございます。

また、周波数帯を横断した評価についても、こちらに書いていますとおりでございます。インフラシェアリングの取組につきまして、今年度から始めてきましたけれども、それぞれ各免許人、それぞれやっているところもあれば、実際の活用を進めているところもあれば、検討を開始した段階という携帯電話事業者の方もいらっしゃいました。あと、都道府県別トラヒックの状況につきまして見ましたけれども、1局当たりの月間総トラヒックについては、全国と比べて最大3倍までの範囲内で収まっていたということでございますので、人口やトラヒック状況に見合った形での基地局配置が適切にされているのではないかと思います。

9ページ目と10ページ目です。これは参考例として、このような評価をしておりますということでございます。カバレッジや通信速度向上等に資する技術導入について、携帯電話事業者ごとに見ていますというものでございます。

続きまして、資料の11ページ目でございますけれども、従来やっている混信等の防止の調査結果、あるいは、安全・信頼性の確保の調査結果について書かせていただいております。

続きまして、資料の12ページ目を御覧ください。音声トラヒックの調査結果の概要ということでございます。総トラヒックについては、上のところでございます。それを3Gと4Gに分けて、真ん中の列と右側の列に書いております。3Gは終期が近づいておりますので、どんどん減ってきています。その分、4Gのほうが増えてきているという状況が見えています。また、参考としまして、1契約当たりの平均トラヒックというのも下のほうに書かせていただ

いております。

続きまして、資料の13ページ目でございます。こちらはデータトラヒックの状況でございます。これも上が総トラヒックでございます、右側のほうに、それぞれ3G、LTEのものも書かせていただいております。また、全国BWAのトラヒックも書かせていただいております。また、下のところには、1契約当たりの総トラヒック量というのも書かせていただいております。

続きまして、資料の14ページ目を御覧ください。地域別基地局配置及びトラヒック状況の調査結果ということでございまして、こちらは東京都23区の面積が約600平方Kmでございますので、それと同じぐらいの面積で、23区と比べて政令指定都市、あと、中核市、それ以外の都市について、どのような基地局配置がなされていて、それはトラヒック見合いでどうなのかというのを見てみましょうという評価を行ったものでございます。

もちろん1局当たりの面積というのにはばらつきがあるわけなんですけども、1局当たりの収容人数は、人口密度に関わらず、おおよそ2倍の範囲内でのばらつきと見て取れます。4G基地局、1局当たりの平均収容人数というところがございすけれども、東京都は117に比べまして、沖縄の中心地域、那覇市を中心とする地域では208ということでございますので、2倍以内には入っているという状況が見えます。

その結果、特に都市部だけに偏重して基地局を打っているわけではなくて、人口密度やトラヒックの状況に応じて、各地域の相違に応じて基地局配置がなされていて、ここについては、適切な電波利用が行われているように思われます。

また、資料の15ページ目を御覧ください。今年度から初めて行いました。都道府県別トラヒックの状況調査でございます。左側は、都道府県別の1人当たりの月間トラヒック量ということでございまして、47都道府県の平均値は、

月間で8.77GBでございましたけれども、それを上から順番に並べております。東京都は13.93GBでございました。一番低い徳島県につきましては、6.52GBでございましたので、上位と下位を比べても、2倍以内の範囲にはおさまっているであろうという状況が見えました。

次に右側でございますけれども、基地局1局当たりの月間トラフィック量についても見てみます。各47都道府県平均では、月間1.48TBでございましたが、一番上の埼玉県が2.4TB、一番低い島根県で0.87TBでございまして、こちらにつきましても、地方部だからそんなに少ないというわけではなくて、人口やトラフィックの状況に応じてきちんと基地局を打った結果が、このような状況になっているのではないかという状況が見て取れます。

続きまして、資料の16ページ目を御覧ください。MVNOに対するサービス提供とインフラシェアリングの取組を見ています。MVNOに対するサービス提供ですけれども、特筆すべきは、右側のUQとWCPというところでございます。自社グループの中での携帯電話事業者の回線提供は大半こういうふうに見えています。具体的には、UQに関しましては、真ん中の薄いオレンジ色のラインのところ、MNOであるMVNOに係るものの「MVNO」と書かれているところに2とありまして、具体的には、これはKDDIと沖縄セルラー向けに提供していて、全契約者に占めるMVNO契約者の割合が93.2%となっています。右側のWCPに至りましては、UQと同じところを見ますと、これは1者向けということで、具体的にはソフトバンクでございまして、全契約者に占めるMVNO契約者数の割合が99.93%となっておりますので、自社グループの中での携帯電話事業者への回線提供が大半を占めていて、必ずしも多様かつ多数なMVNOへの提供とは言えないんじゃないかという状況が見て取れます。

また、下のインフラシェアリングの取組につきましては、今年度から初めて

行いましたけども、KDDIと沖縄セルラーに関しましては、具体的に、5G

JAPANという会社を作って進めているという状況でございます。ドコモ、楽天については検討中という回答でございました。

次は17ページ目でございます。上の段は、携帯電話の上空利用の調査結果ということでございまして、こちらに関しましては、試験的導入が進んだのが2016年でしたけれども、開設局数は伸びていっております。来年度以降は、さらなる伸びが想定されます。また、I o Tの取組が下に書いておりますけれども、こちらにつきましても、昨年度に比べて、全事業者共にですけども、I o Tの端末数が増えていることは見えております。今後とも増えることが想定されます。

最後に、今後に向けた課題ということで、18ページ目でございます。課題ですけれども、(1)のカバレッジの評価につきましては、各周波数帯の利用が、それぞれ携帯電話事業者によって利用用途は異なっておりまして、例えば、高トラフィック対策用の周波数とか、あと、全国を面的に整備するカバレッジバンドといった、事業者ごとに使い方が異なっているため、各周波数帯の用途に応じた評価を行う必要があるのではないかと書かせていただいております。

(2)の技術導入の評価方法につきましては、今年度から初めてMassive MIMOを入れましたけれども、これについては、技術革新のスピードが早いものですから、時勢に即した技術や評価方法が要るのではないかと思います。

(3)トラフィックにつきましてですけれども、こちらにつきましては、免許人によって計測できる視点というのが異なっているため、その取り方、評価の仕方が異なっております。こちらについては、横評価をするためには各免許人の御協力を得ながら、きちっとした基準での評価をやるべきではないかということでございまして、移動通信課でもそのための調査研究を実施しているところ

ろでございます。

最後でございますけれども、本評価に当たりましては、資料の77ページ目でございますが、12月5日から1月8日までの間、意見募集を行いまして、6者から意見提出がなされました。具体的には、携帯電話4者と、WCP1者、法人は5者です。あと、個人の1者から意見提出がなされました。

私からは以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 お願いします。

○林委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

本利用状況調査と評価により、携帯電話で利用されている周波数の有効利用度の透明化が図られていると理解しておりまして、たいへん重要なものと考えております。有効利用の評価につきましては、携帯事業者にとっても、非常に関心が高い事項ですので、評価基準については、評価の透明性と事業者の予見可能性を高めるため、基準の変更が生じる場合は、早期にあるいは事前に公表されることが重要であると存じます。これは意見です。

質問としては、12頁、13頁に音声、データごとにトラヒック状況が示されていますが、やや残念なのは、帯域別のトラヒックが見えていない点です。周波数の有効利用の可視化という点からは、帯域別のトラヒックもできる限り可視化していくべきだと存じますが、この点について総務省の御意見をうかがいたいと存じます。現実には、実務上、あるいは技術上、帯域別のトラヒックを評価するのは難しいのかもしれませんが、一部の携帯事業者は現に帯域別トラヒックを計測している、あるいは計測可能であると回答していると聞きます

ので、もし本当に帯域別トラヒックの計測と可視化が難しいのであれば、その理由をお示しいただきたいと存じます。

2点目は、8頁の調査・評価結果のとりまとめについては、帯域ごとの有効利用度合いの評価がなされているわけですが、携帯電話事業者は長期の周波数有効利用を見据えて、すべての帯域を用いたトラヒック収容と高度化を計画しているわけですので、利用周波数全体の有効利用計画についても評価されることもまた重要ではないかと存じますが、いかがでしょうか。

以上です。

○田中移動通信企画官 吉田会長、よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ、お願いいたします。

○田中移動通信企画官 林先生、ありがとうございました。

まず、1点目につきましては、全く先生がおっしゃるとおりでございます。できるだけ早期に評価基準についてはお示ししたいと思えます。ただ、御案内だと思いますけど、技術革新がとても早い分野でございますので、その時々に応じた評価をしないと、単純に漫然と去年行いましたでしょうとやると陳腐化するおそれがありますので、そこは時々刻々と変化する技術に対応しながら、そうは言っても調査するほうの人たちの都合にも合わせて、できるだけ早期にどういう評価をするかをお示ししたいと思えます。御意見ありがとうございます。その上で、いただきました2つの御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の御質問でございます。帯域別のトラヒックを見たいと、12ページ目も13ページ目もそうなんですけど、全く先生の仰せのとおりでございます。これにつきましては、私どももトライをしてみたんですけども、携帯電話事業者と全国BWAもそうなんですけど、複数の周波数帯をキャリアアグリゲーションの形でまとめて提供しているという都合上、帯域別で取ることができないという回答が来ております。本当にそうなんだろうかとこののを分

析していかないとはいけませんけれども、例えば、基地局ごとに、あるいは無線局ごとに何とかデータトラヒックを把握できるようなものを取り付けることができるのであれば、それは可能のように思われるんですけども、今は各複数の周波数帯を取りまとめた形で提供した結果のコアのところで取っているというところがございますので、なかなか周波数帯別のデータトラヒックを把握することが困難であるという現状でございます。

こちらについては、林先生と同じ問題意識を私どもも思っておりますので、ぜひとも各携帯電話、全国BWAの免許人の方々の御協力を得て、できる限り林先生の御指摘のとおり調査を、私どももできたらいいなと思っておりますので、今後とも御指導いただければと思うところでございます。

続きまして、御指摘の2点目でございます。8ページ目の帯域別の評価はできているんですけども、それを全部まとめた事業者ごとの評価ということです。こちらにつきましては、まさに問題点でも申したんですけども、各社ごとに割り当てられている周波数帯の量も違うんですけども、使い方が異なっているものですから、それを横に評価を置くための指標を何か作らないといけないんだと思います、総合評価みたいなことをやるためには。今はそれがなかなか難しいので、周波数帯ごとに各社の横比較と、あと、彼らのつくった開設計画との比較、開設計画がないときには過去の実績、昨年度の実績値との比較を見ることによって、それより上回らしましょうと。他社よりは、より効率的に使いましょうということで見ているのが現状でございます。

割り当てられている総周波数帯ごとの評価につきましては、それが可能となれば私どももうれしいんですけども、なかなか難しいので、そこについても今後も研究して、できる限り総合評価みたいなことができるように努めてまいりたいと思います。御指摘、御意見ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。帯域別のトラヒックが見えていないとい

うところは、私の理解が間違っていないくてよかったんですけども、確かに、キャリアアグリゲーションの際に一方の周波数にしかトラフィックがカウントされない、実態把握が困難な側面はありますね。単純に2で割ればよいという話でもありませんし。ただ、やっぱり帯域別のトラフィックを見ることで、周波数の有効利用の担保であるとか、あるいは、事業者のインセンティブを高めることにつなげて、結果的に周波数の利用の固定化というものを避けることが重要ですので、今後計測方法の研究と可視化の検討を行っていただけましたら幸いです。そもそも、周波数の割当てというのは決して更新ではなくて、その都度、競願にして緊張感を持たせるシステムにすることが必要ですので、その意味からも帯域別のトラフィックというのは重要なデータ、エビデンスになりますので、ぜひそこはいろいろ難しい課題がおありかとは存じますけれども、チャレンジをしていただければ大変ありがたいと思っています。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○田中移動通信企画官 今後も研究してまいりますので、今後とも御指導のほど、よろしく願いいたします。

○吉田会長 林先生、どうもありがとうございました。

確かに帯域別のトラフィックというのは私も非常に重要な視点だと思うんですけども、今、田中企画官のほうからございましたように、キャリアアグリゲーションで、いわゆる複数のバンド、複数の異なる帯域から周波数を集めてきて情報を伝達している場合は、特定のバンドの貢献度というのはなかなかつかみづらいということで、計算ができないということなんでしょうか。理論上は使っている周波数帯域幅に比例して分割すれば、できないことはなさそうには思うんですけども、確かに大変そうではありますね。総務省のほうでも継続して御検討いただければと存じます。

それでは、ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、私のほうから先に少しだけコメントさせていただきます。非常に貴重な調査結果だと拝見いたしました。結果的には先ほど8ページでもお示しいただきましたけれども、どの帯域も、各社ともに、総体的に効率よく使っており、大きな問題点はないということで理解いたしました。

今回、調査項目といたしまして、新たにインフラシェアリングを取り上げられたということで、非常にいいことではないかと感じております。かつては、たしか災害時などの場合に、各社がインフラをシェアされるということがあったように聞いておりますけれども、これから5Gを含め、数多くの基地局等を打つ場合は、インフラシェアなどを進めていただいて、効率的に打っていただくことは重要かと思えます。たしか耳に挟んだところでは、中国等では中国鉄塔でしたでしょうか、そういうインフラシェアリングの会社もございまして、かなり積極的にインフラシェアを進めているという話も聞きますので、日本としても、こういった取組を是非進めていただければと思います。

それから、もう1点、先ほど、18ページの今後に向けた主な課題の中の、カバレッジの評価方法のところ、高トラフィック対策バンドやカバレッジバンドといった周波数帯ごとの用途、目的に応じた評価を行う等、より多角的な評価基準の設定について引き続き検討したいということをおっしゃいました。これは先ほどの林先生ご指摘の帯域ごとの評価にもつながるところかと思えますが、確かに携帯電話では800MHz帯といった低い周波数から、5Gで割り当てられた28GHz帯という非常に高い周波数に至るまで幅広い帯域、いろいろな周波数帯がございまして。その800MHz帯と28GHz帯を比較しますと、確かに両者には大きな差異があり、800MHz帯はカバレッジでは大変優れていますが、運べるトラフィックは相対的に少ない一方、28GHz帯は

非常に大容量のトラフィックを運べるんですけども、カバレッジは非常に限られた範囲になってしまいます。そのため、それぞれの目的に応じた多角的な評価基準を設定していただいて、帯域ごとに適切な評価を行っていただくことは大変重要なと感じました。

ただ、キャリアアグリゲーション等で評価が難しいという話もあったんですけども、何らかの工夫をしていただいて、こういった方向で進めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○田中移動通信企画官 吉田会長、2点ありがとうございました。

まず、インフラシェアリングに関しましては、私どもも積極的にぜひ取り組んで、事業者にも取り組んでいただこうということで、平成30年の12月にインフラシェアリングのガイドラインを作らせていただいております。インフラシェアリングを加速化させるスキームとしまして、例えば、過疎地とか離島などといった条件不利地域につきましては、国費による公的助成を行いながら、5G化を進めていくという事業を総務省でやっておりますけれども、その際にも、1社でやる場合には、国庫補助率は3分の1なんだけれども、複数社でやる場合には、国庫補助率を3分の2に引き上げるといった取組もしておりますし、さらには、特に都市部もそうなんですけれども、既にある建物の中で、4者の装置が空間的に置けないという事情も出てきておりますので、できる限り、1つの筐体、1つの箱の中で携帯電話事業者4者分の装置が入れることができるのであれば、より都市部においても、過疎地においても、インフラシェアリングの結果、基地局整備もどんどん早期に進むだろうということで、令和2年度から3年かけて研究開発のほうも進めております。インフラシェアリングの状況につきましては、引き続き、各社の状況を見ながら、早期に5Gをはじめとした携帯電話ネットワークが全国的に展開されるよう今後も注視してまいります。

また、2点目の御指摘でございます。18ページ目のところのカバレッジの評価方法のところでございます。林先生も吉田会長もおっしゃいましたけれども、さらに複雑な要素としましては、昨年、当審議会でお認めいただきました、4G等周波数の5G化につきましても、既存の周波数帯で5Gとしても使うことができるということになるので、これは旧来どおり、4Gとして使うのか、5Gとして使うのかというやり方もありますし、あと各社ごとに周波数帯ごとに、高カバレッジを、高トラヒックを賄うためにスポット的に使うような帯域として使う場合もあれば、面的にカバーするために使う周波数帯としての使い方といったものや、キャリアアグリゲーションも幾つの周波数をアグリゲートしてくるかというのも、各社対応というか、やり方が異なっておりますので、本当に難しいと思います。

さはさりながら、難しい、難しいと言っていたのでは何も進みませんので、そこは免許人ともコミュニケーションしながら、できる限り先生方の言っていた評価が可能となるように、今後も研究を進めてまいりたいと思いますので、御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○吉田会長 御説明ありがとうございました。事情はよく分かりました。どうぞよろしく願いいたします。

ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いします。

○兼松代理 兼松でございます。

田中企画官、御説明どうもありがとうございます。非常に時々刻々と技術が進展して、毎年評価をするにしても評価基準がどんどん変わっていかないといけないという難しい評価になっているかと思います。そして、評価基準を取りまとめるに当たっては非常に御苦労されていることかと存じますけれども、今

年も新しい評価基準を追加されて、かなり詳細な評価をなされたということで、その結果を8ページでおまとめいただいているわけですが、この中で、AだのBだのSということで結果が出ておるわけなんですけど、これは、言うなれば通信簿のようなものだと思いますけれども、事業者さんのほうでこれを受け止めまして何らかの対応をされるのかとか、あるいは、例えば前の年より下がってしまったと。どうして下がってしまったのかということ、それをどうやって改善していくのか、いかないのかということをお省のほうで何か御指導されるのでしょうか。この利用の仕方について教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○田中移動通信企画官 兼松先生ありがとうございます。

冒頭で申し上げましたとおり、この評価自体が、既存免許人に対して周波数の有効利用を促していくための有力なツールだと思っていますので、試験をやったほったらかしだと意味はないわけですので、今後、既存免許人に対してこの結果を伝達して、より能率的な利用を促していくのは当然だと思います。

さらには、もう来年の10月には一斉再免許が近づいておりますので、その際の能率的な利用をしているかどうかの指標として活用いたしますので、各免許人ともプレッシャーを感じていただいて、より効率的な利用をやっていただくように、今後も話をしていくということだと思います。

さらには、林先生もお話がございましたとおり、今まさにデジタル変革時代の電政懇、新しい電波懇をやっておりまして、その中でも、例えば開設計画の認定期間終了後における周波数の割当ての在り方はどうであるかといった、適時適切な周波数の再編にも、この評価は使うことができるんじゃないかと思っています。

また、見直し以外にも、先月の電波監理審議会でも諮問して答申いただきましたけれども、新たな周波数の割当てが必要かどうかを判断するためのメルク

マールとしても、もちろん活用させていただきますので、今後とも先生方の御指導をいただければと思います。ありがとうございます。

○兼松代理 ありがとうございます。ぜひともこれだけ非常な労力をかけて作成されたものですので、有効に引き続き活用していただきたいと思っております。ありがとうございます。

○吉田会長 長田委員からは何かございますでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

本当に御苦労さまですということを上げつつ、これだけの調査の結果を、専門家の皆さん、事業者の皆さんはとても関心を持って見ていらっしゃると思いますが、ふだん周波数を利用している、いわゆるユーザーも、こういう調査がされて、きちんと監視されているんだ、そして、それが評価されているんだということが分かるような、もう少し分かりやすい概要版みたいなものの作成も一度考えてみていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○田中移動通信企画官 長田先生、ありがとうございます。

なかなか役所はPR下手なんですけども、できる限り先生方の御意向に沿えるように、より人口に膾炙するような公表の仕方の検討を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょうか。

○日比野委員 詳細な説明ありがとうございました。

私は委員として、今回のような評価結果の説明を受けるのは初めてですが、大変詳細に調査をして頂いて、最近の利用実態について適切な評価が行われていると、非常に安心した次第です。これはお聞きしてお答えが期待できるか分かりませんが、今年はインフラシェアリングの取組等が入ったように、新年度の調査に向けて、特に5G関連等、何か新しい項目というのは検討

されているのでしょうか。差し支えなければ、教えていただければと思います。

○田中移動通信企画官 日比野先生、ありがとうございます。

御指摘いただきましたとおり、林先生からも御指摘ありましたけども、できる限り、周波数帯ごとのトラフィックを把握できないかということで、各社とも話を進めております。

あと、18ページでも申し上げたと思いますが、トラフィック見合いでもっと見るべきじゃないかという御意見もいただいておりますし、あと、先ほど来、申し上げておりますとおり、各社とも使い方が違ってきております。その使い方を、一定の使い方に強制することもできないので、いろいろな使い方をしていの中で、どうやって横串を刺して評価していくべきなのかというのを今、研究会なども開きながら議論している最中でございます。必ずしも5Gに特化したものでございませぬけども、そういった検討はさせていただいております。

また、5Gの進展状況を踏まえますと、新たな調査項目が増える可能性はございますけれども、そこにつきましても、委員から御指摘ありましたとおり、できる限り事業者の予見可能性を与えるために、早めに申し上げて調査に応じただくように努めてまいりたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○日比野委員 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかに委員の先生方から追加で何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかに御意見等ないようでしたら、諮問第5号につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

念のため、お一人ずつ確認させてください。林委員はいかがですか。

○林委員 賛成いたします。

- 吉田会長 長田委員はいかがでしょうか。
- 長田委員 賛成いたします。
- 吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょうか。
- 兼松代理 結構でございます。
- 吉田会長 日比野委員はいかがでしょうか。
- 日比野委員 結構です。ありがとうございます。
- 吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。
- 田中移動通信企画官 ありがとうございます。
- 吉田会長 以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

- (4) 日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣の意見

(諮問第6号)

- 吉田会長 それでは、引き続きまして、諮問第6号になりますが、「日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」につきまして、井幡放送政策課長から御説明をお願いいたします。
- 井幡放送政策課長 放送政策課長、井幡でございます。よろしく申し上げます。

○吉田会長 よろしく申し上げます。

○井幡放送政策課長 それでは、諮問第6号、日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画、いわゆるNHK予算でございますけれども、NHK予算に付する総務大臣の意見ということで御説明をさせていただきます。

説明書に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、2ページでございます。全体のスケジュールですけれども、先月1月13日にNHK予算、それから、先般の放送法改正におきまして改正されましたけれども、いわゆる3年の中期経営計画も付した上で、総務大臣に予算の提出がございました。

これを受けて、私どもで総務大臣意見の検討を重ねてまいりまして、本日、総務大臣意見につきまして、適当との御答申がいただければ、2月5日に閣議決定を経て国会に提出することを予定しているものでございます。

NHK予算のポイントでございます。資料の3ページでございます。昨年10月からの受信料値下げ、それから新型コロナウイルス感染拡大の影響、具体的には対面による営業活動を控えているということでございますけれども、こうしたことによりまして、事業収入については、前年度予算に対して304億円の減収を見込んでいるということでございます。他方、事業支出につきましては、様々な費用削減等によりまして、前年度予算に対して224億円の減少を見込むということで、収支差金につきましては、230億円の赤字を見込んでいるということでございます。この赤字につきましては、財政安定のための繰越金から補填して充てるということでございます。

次に、受信料収入の状況でございます。昨年10月からの受信料2.5%値下げ等々ございまして、支払い率は80%に低下することを見込んでいるところでございます。受信料収入だけで見ましても、対前年度比260億円の減収を見込んでいるということでございます。

次に、4ページでございます。まず、国内放送につきましては、予算ベースでいうと、128億円の減ということで、3年度予算におきましては、3,309億円の国内放送費を見込んでいるということでございます。このうち、東京オリンピック・パラリンピック関連経費218億円を見込んでおりますけれども、そのうち180億円については引当金を取り崩して充当するというところでございます。

4番、国際放送でございますけれども、こちらについても効率的な番組制作でございますとか、既存放送網の見直し、これらによりまして、前年度比で8億円の減ということでございます。人件費及び減価償却費を含めた国際放送関連の費用については284.1億円ということで、国からの交付金は、そのうち35.9億円を見込んでいるということでございます。

それから、5番、インターネット活用業務でございますけれども、NHKプラスのサービス充実等々で前年度比2億円の増ということでございます。また、有料サービス、NHKオンデマンド等でございますけれども、利用者が好調に推移しているということでございまして、事業収入に関して、対前年度比で23億円の増加ということで、収支差金については14億円の黒字を見込んでいるということでございます。

次に、5ページでございます。営業経費の関係ですけれども、巡回訪問営業から訪問によらない営業へ営業モデルを転換するというところでございまして、増減で申し上げますと、80億円の減ということでございます。

7番、財政安定のための繰越金でございますけれども、新放送センター建替のための建設積立資産については、1,693億円で変更なし、財政安定のための繰越金については、見込んでいる赤字の補填がございまして、230億円減の1,220億円を、3年度末で見込んでいるということでございます。

冒頭申し上げましたように、NHKは今回、中期経営計画も付して提出して

おりますので、それを踏まえて、総務大臣意見も記述しております。そういうこともございますので、NHK経営計画についても簡単に内容に触れさせていただきたいと思っております。

12ページ以降に、3か年中期経営計画本体を添付しておりますけれども、ポイントを御説明させていただきます。

14ページでございます。スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革ということで、構造改革の項目がここに記述されております。主なものとしたしましては、まず、1つ目、保有するメディアの整理・削減ということで、衛星波は2Kの1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討ということで、今、右旋の3波、BS1、BSプレミアム、BS4Kでございますけれども、これの見直しを行い、2023年度中に2Kのうち、1波を削減しますということでございます。さらに将来的には、4Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めますということを記述されております。また、BS8Kについては、東京オリンピック・パラリンピック後に、在り方に関する検討を進めますということでございます。

また、ラジオ、音声波でございますけれども、音声波は2波、AM、FMへの整理・削減に向けて検討ということで、2025年度に現在の3波、R1、R2、FMから2波、AM、FMへの整理・削減する方向で検討を進めますということでございます。

次に、グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスの強化ということでございます。

1つ目の丸でございますが、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減して、スリムで強靱な体制を構築しますということで、中間持株会社の導入を視野に、業務・要員の効率化や管理機能の集約などガバナンスの強化を進めます。また、財団については、社会貢献事業を強化するた

め業務の在り方を見直し、2023年度の統合に向けて検討を進めますということが盛り込まれているところでございます。

それから、15ページでございます。2023年度に値下げの方針ということでございます。新放送センターの建設計画の抜本的見直し、経営努力によって生み出した剰余金を積み立てる仕組みの導入などを行い、還元の原資として事業規模の1割に当たる700億円程度を確保します。それから、衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針です。また、衛星付加受信料の見直しを含めた総合的な受信料の在り方について、導入に向けた検討を進めますということでございます。さらに、支払率80%台の維持に努めるとともに、衛星契約割合を向上させ、運営に必要な受信料収入は確保しますということが記述されているところでございます。

以上の予算、中期経営計画を踏まえまして、総務大臣意見としてまとめさせていただいておりますのが、6ページ以降でございます。7ページ以降は意見の全体、本文でございますけれども、6ページの概要のほうで御説明をさせていただきます。

まず、1つ目でございますけれども、今般の令和3年度収支予算等については、230億円の事業収支差金の赤字が見込まれているところ、経営のスリム化などの徹底により収支均衡を早期に確保することが求められるということを指摘させていただいております。それから、2つ目でございますけれども、NHK経営計画において、事業規模の1割に当たる700億円程度を還元の原資として、2023年度に受信料の値下げを行う方針を示したことについて、衛星付加受信料を含め、引下げの内容を早期に具体化することが望まれるということが2つ目の指摘でございます。

以下は各論といたしまして、8項目について指摘を行っているということでございます。まず、1つ目は、国内放送番組の充実ということで、正確かつ公

正な報道、地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実、字幕放送等の充実等に言及をしております。

2つ目、国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化ということで、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況等の発信の充実等について言及をしております。

3点目、4K、8K、それからインターネット活用業務でございますが、インターネット活用業務について、適正な規模の下で節度をもって運営、民間放送事業者との連携・協力等々について言及をしております。

それから4番、経営改革の推進でございますが、2023年度中に衛星波の1波削減を着実に実施、それから2025年度の音声波の整理・削減の早期具体化、また、子会社をはじめとした全体の規模の縮小と団体数の削減の早期具体化等について言及をしております。

それから、5番、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等ということで、訪問によらない営業への転換と効果検証、それから委託先を含めた受信契約の勧奨業務の適正確保等について言及をしております。

それから、6番でございますが、大規模災害に対応するための公共放送の機能の強靱化等ということで、公共放送の機能の地方分散と強靱化、地域の放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について言及をしております。

それから、7番、放送センターの建替ということで、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しの早期明確化を求めているところでございます。

それから、最後、8番でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大への対応ということで、正確かつ迅速な情報の提供、協会自身の徹底した対策、受信料引下げの実現による家計負担の軽減等について言及をしているということでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○兼松代理 では、よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いします。

○兼松代理 兼松でございます。どうも御説明ありがとうございました。

これは多分、昨年も申し上げたんですけれども、NHKの経営計画の中でうたっているスリム化ということに関しましては、私は子会社の整理に非常に關心を持っておりまして、昨年も一体どのぐらい削減できたのかとか、どのように努力しているかということをお尋ねしたんですけれども、今年も経営計画においては、いろいろ総論としては、非常に立派なことをいろいろ書いてあるんですけれども、具体的にはこれからということになるのかと思いますけれども、子会社につきましては、頑張りますとか整理しますと言っているだけではなかなか達成できないのではないかと感じておりまして、それこそ数値目標で何割減らしますぐらいのことを言っていたらいいなと思っているのが、私のほうの実感でございます。これについては、総務省のほうでもより今後とも厳しく指導していただきたいと思っておりますのと、もう一つ、ガバナンスなんですけれども、これも三位一体改革ということをやっているとやってくるわけなんですけれども、NHKに関しましては、自主努力というか、自助努力というか、自分で規律していくという機能に若干乏しいような印象を持っておりまして、都度都度、大臣からいろいろ苦言を呈されて、仕方なくという言い方が悪いんですけれども、それに対してやっていくという感じを、私としては思っておりますので、機能というか組織的な改革を一刻も早く進めるべきんじゃないかと考えておりますので、ぜひ大臣の意見のほうでも書いていただいている

んですけども、その点は重点的に指摘していただきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田会長 井幡課長のほうから何かございますでしょうか。

○井幡放送政策課長 ありがとうございます。今、2点御指摘いただいたかと思っております。

まず、子会社の関係でございますが、今回のNHKの中期経営計画、こちらの中で具体的な論点ということで、先ほどの14ページに記載のとおり、財団については、2023年度の統合に向けて検討を進めるということで、具体的なお話が盛り込まれていることが1つございます。

それから、2点目のガバナンスのお話でございますけれども、今回の総務大臣意見の中でも言及させていただいております。ガバナンスについては、経営を監督する経営委員会の役割が非常に大きいかと思っておりますので、そういったことも踏まえて、私ども総務省としてもしっかりと対応していきたいと思っております。

○兼松代理 ありがとうございます。今、御指摘ありましたような経営委員会の機能というのが、いま一つ見えてこないと言いますか、本当に機能しているのかというところが、若干懸念が持たれるところでございまして、引き続き、この点については注視をしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○日比野委員 日比野ですけど、よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○日比野委員 大臣意見に関しては適当な内容だということで、特に意見ございませんが、収支予算については、環境の変化等は毎年あるわけですが、過去数年を見ると、いつも赤字予算で、着地は大きく上振れるということがずっと続いております。今年度にしても、中間期で400億円以上の黒字が出ており、

下期は2.5%の受信料引き下げの影響が多少ありますが、そのインパクトは100億にも満たないので、多分今年も着地は黒字になったりするんじゃないかと見えてしまいます。普通のビジネス感覚からすると、これほど予算と実際のギャップが常に上振れで出ると、予算の立て方にちょっと違和感があるところではあります。

コスト削減などの経営努力の結果という部分もあるので、それはそれでよろしいのですが、予算のもう少し精緻な策定の余地があるのだらうと思います。これも経営委員会がよく指導すべきところかもしれませんが、中計に関しては、民間企業ですと普通は新しい中計の前に前中計の総括というのがまずあって、そこから始まるわけですが、その部分はどうなっているのかと思った次第です。もし教えていただければお願いします。

○井幡放送政策課長 ありがとうございます。

まず、予算と決算で、数値が決算において上振れするという御指摘でございます。まさに御指摘のとおりでございます。これまでを見ましても、予算で赤字計上している場合も、決算を締めてみるとそれなりの黒字になっているということが非常に多くございます。

今年度はただ、1点、注意しなければならない要素としましては、コロナの影響です。実際、今年度についても、コロナの影響で営業活動がままならず、という部分が事実として出てきています。来年度、コロナの状況がどうなってくるか分かりませんが、コロナの状況に合わせて、NHKにおいては営業に関して、訪問によらない営業へ切り替えるということもおっしゃっていますので、この辺りがどう出るかということは見極めていく必要があるかなとは思っております。

それから、予算と決算の乖離については、今回の予算ということではなくて、決算のときに同じく総務大臣意見を付すことになっており、昨年 of 年末に国会

に提出いたしました、令和元年度のNHK決算に対する総務大臣意見では、乖離についても今後しっかり見直すようにという意見は付しているところでございます。

それから、2点目が、中期経営計画を立てるに当たっては、これまでの中期経営計画の総括をしてからということでございますが、公式な文書の形では総括に関するものは、NHKは実は作成しておりません。私ども総務省のほうでは、中期経営計画そのものに対する評価ということはしておりませんが、中期経営計画をブレークダウンする形で、各年各年の決算が出てまいりますので、その決算の過程でどうであったかということの評価はさせていただいております。やや間接的ではございますけれども、行政としてのチェックはしているということとは言えようかと思います。

○日比野委員 状況はよく分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。林委員のほうから何かございますか。お願いします。

○林委員 ありがとうございます。じゃあ、お言葉に甘えまして。御説明ありがとうございます。ここに挙げられた意見について、私もいずれも重要なもので異存はないわけでございますけれども、その上で、2点意見がございます。

1点目は、この総務大臣意見は毎年出されているわけですが、項目によっては毎年同じような意見項目もあるわけでございますが、意見の発出先であるNHK執行部あるいは経営委員会が、これをどのように受け止めておられるのかが本審議会としてもいまいち見えていないところがございます。いわば大臣意見というのは国民の声の代弁という意味合いもございますので、これを、言葉は悪いですが、「言いつ放し」ということにならないよう、協会がどのように受け止め、どのように協会の業務の改善につなげておられるのかを見える形でお示しいただくのが大事かなと思っております。

2点目は、6頁の総務大臣意見（案）の概要の項目3で、インターネット活用業務に関しては、関係者間連携等ということで、民間放送事業者との連携・協力等が謳われているわけですが、民間放送事業者との連携・協力等という点では、項目2の「国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化」においても重要ではないかと存じます。すでにコンテンツ海外展開等では、すでに関係事業者が協力して推進がなされていると聞いておりますが、海外情報発信の強化というのは、NHKだけの取り組みではなく、いわばオールジャパンで進めるべき話ではないかと存じます。また大臣意見には、「地方創生の推進」の観点も入っておりますが、この観点からはローカル局の果たす役割も大きいと存じます。ただ、個々のローカル局単体ではなかなか海外情報発信といっても現実にはなかなか難しいところがあるかと存じます。そういったことを踏まえますと、項目2についても民間放送事業者との連携・協力等を期待したいところでございます。これ意見でございます。

以上です。長くなりまして、すいません。

○井幡放送政策課長 ありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、まさに御指摘のとおりかと思えます。総務大臣意見として出させていただいたものについて、NHKとしてどう受け止め、それが経営にどう反映されたのかということは、私どももこれからチェックしてまいりたいと思っております。

それから、2点目の国際情報発信です。こちらままさに御指摘のとおりかと思えます。国際見本市の出展等においては、NHKだけではなくローカル局も含めた民放と連携する形で出展を行っているところでございますので、今後これがどう進展していくのかということも見据えた上で、次回以降、総務大臣意見等について入れるかどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。NHKの在り方につきましては、公共放送の検討会などにおいても様々な議論をこれまでもされてきています。その中で、1つの大きな課題になっているのが受信料の公平な負担をいただくということと、そのためのコストをどう下げていくかというところだと思っています。これまでも受信料にまつわる様々な、消費者被害のようなことまでも起こることがずっと起こってきていましたけれども、丁寧に対応していただくことで、今後それは少しずつ減っていくのだろうと思っていますけれども、コスト削減においてどういうところと、ここにも委託先を含めた受信契約の勧奨業務の適正確保というのが概要のところにも書いてありますけれども、それが国民の理解が得られるような形でスムーズに行われるように、丁寧に進めていっていただきたいと思っていますので、総務省としても、そこはきちんと見守っていただきたいと思っています。

以上です。

○井幡放送政策課長 ありがとうございます。御指摘の点を踏まえて、私どもとしても対応してまいりたいと思います。

○吉田会長 吉田のほうからも少しだけコメントさせていただければと思います。

まず、3ページのところで、受信料収入の状況について御説明いただきました。ここで、令和2年度の場合は支払い率が84%の予算計画だったんですけども、見込みが81%になって、そして3年度の予算では、それがさらに1%下がって80%ということで、令和2年度当初の84%から見ますと4%も減ってしまうということで、公平負担の原則から大変残念に思います。それで、表の中で細かいんですけれども、2年度見込みから3年度予算への推移のところ、受信契約数は25万件減少となっているんですけども、その下の「う

ち衛星契約数」はプラス10万件となっていて、2年度見込みに比較しまして、3年度予算では全体の受信契約数は減るんだけど、衛星の契約数は増えると読めます。この理由というのはどういうことなんでしょうか。もし分かっていたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○井幡放送政策課長 正確なところは、私どもも把握できておりませんが、一言で言えば、衛星放送の普及ということだと思います。

例えば、具体的な事例としては、それまで衛星放送の受信設備がない集合住宅に住まわれていた方が引っ越しをされて、衛星契約、あるいは衛星受信設備のある集合住宅に引っ越しされると契約が切り替わります。契約総数は変わらないけれども、そこで衛星契約の数は増えます。一方で、なかなか対面による営業活動ができないので、引っ越しされた数の捕捉数というのは総数で言うと減っていくということもあるのではないかと思います。

そういう様々な事情がある中で、受信契約総数、捕捉数は減るけれども、衛星契約に関してのみ見れば、地上契約が減る中で衛星契約が増えるということもあるのではないかと。ただ、全て網羅的に私どもが把握しているわけでもないです、あくまで例示ということで御理解いただければと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。ひょっとしたら、4K放送の受信機も非常に安くなってきていますので、4K放送を見たい人が増えてきているとも理解できるんじゃないでしょうか。どうもありがとうございました。

ちなみに、今の点は、総務大臣意見の中の具体的な指摘事項で言いますと、10ページの項目5の受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等の4番目の丸の、令和3年度は支払い率が80%に低下することが見込まれている云々という箇所に関係しているわけですがけれども、それだからこそ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底、そして支払い率の向上に向けて、NHKには頑張っていたきたいと私も思います。

あと、2点ほどコメントさせてください。8ページの項目3のところ、4K放送の飛躍的拡大、8K技術の多様な分野での利活用及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等の重要性が指摘されております。4K放送につきましては、受像機も非常に最近安くなってきて、見られる方も増えているのではないかと推察するんですけども、これからは4Kならではのコンテンツの充実に、NHKとしてもぜひ努めていただきたいと期待しています。また、8K技術は、一般の我々はパブリックビューイング等でしか見る機会が少ないんですけども、ここに書かれております医療とか教育など、放送以外での分野というのは日本の産業界にとっても非常に重要ではないかと思っておりますので、大いに期待したいと思っております。

また、インターネット活用業務等に関する連携等も適切に進めていただいて、将来を見越してインターネットを通じた放送サービスの健全な発展につながるような形で頑張っていただければと期待します。

最後に、項目4の経営改革の推進のところ、先ほども中期経営計画のところ、テレビのBSの波の削減とかラジオの波の削減が検討されるとありました。スリム化ということは確かに重要なんですけども、スリム化、削減されるということは、コンテンツ、番組も減っていくということかと思っておりますので、削減に当たっては、国民の皆様が楽しみにされていたコンテンツがなくなってしまい、非常に残念な思いをされるということが起こらないように、是非とも国民の皆様の意向を十分に配慮した形で、こういった波の削減を進めていただきたいと感じました。

全般的に見て、私もこの総務大臣意見につきましては、全く異論ございません。

吉田からは以上ですが、ほかに委員の先生方からは何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、特に追加での御意見、御質問等ないようでしたら、諮問第6号につきましては、諮問のとおり、意見することが適当である旨の答申を行います
が、よろしいでしょうか。

念のため、お一人ずつ確認させてください。林委員はいかがでしょう。

○林委員 賛成いたします。

○吉田会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 賛成いたします。

○吉田会長 兼松会長代理はいかがでしょう。

○兼松代理 結構でございます。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 賛成です。

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

○井幡放送政策課長 ありがとうございました。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。

○井幡放送政策課長 ありがとうございました。

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申した旨の通知につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

次回の開催は、3月10日水曜日の午前10時からを予定しております。

なお、私、吉田は来月の3月1日をもちまして任期満了となり、審議会の出席が本日、最後となる見込みでございますので、もう大変遅い時間にはなっておりますが、一言御挨拶をさせていただければと存じます。

思い起こしますと、私自身、2期6年間にわたりまして、電波監理審議会の委員を務めさせていただきました。最初の2年間は会長代理として、残りの4年余りは会長として務めさせていただきました。その間、すばらしい委員の先生方、そして事務局の皆様を支えていただきまして、何事にも代え難い、本当に貴重な経験をさせていただきました。心より厚く御礼申し上げます。

その中から、せっかくの機会をいただきましたので、3点ばかり印象に残った点について、お話しさせていただければと存じます。

まず、1点目ですが、審議会そのものについてです。当初、就任依頼を受けました際には、あまり意識することなくお引受けしてしまったのですが、気がつくやうに、本審議会は国の重要な電波政策が諮問される極めて責任の重い審議会でありまして、しかもそのように重要な審議会であるにもかかわらず、委員は全員で5名しかいないということを知り、正直驚いた記憶がございます。でも、そのおかげで国が導入される重要な電波政策につきまして、真っ先に知ることができるという役得がございましたし、その電波政策が国民の皆様生活に大きく関わってくる可能性があることを考えますと、技術以外の多彩な視点、観点からの見方や意見が大変重要であり、その意味で、大変バランスのよい委員構成となっていると理解いたしました。

また、委員の先生方は、皆様の専門外にもかかわらず、難しい技術のことを含めまして、よく勉強されて的確な御意見や御質問をされることをいつも感服しておりました。これら多彩な分野の先生方と一緒に議論できましたこと、本当に何ものにも代え難い貴重な経験となりました。

なお、総務省の皆様方にも、諮問案件や報告事項につきまして大変ぶしつけ

な質問等をしたこともございましたが、いつも分かりやすく懇切丁寧に、しかも辛抱強く御説明いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それから、2点目は本日も諮問がございました、NHK予算案に付する総務大臣意見に関する思い出でございます。4年近く前になりますが、会長に就任いたしまして間もない2017年の3月17日だったと思います。大学の同期会で箱根に向かって、新幹線で移動中の車内に事務局から電話がかかってまいりまして、翌日からの土日と月曜日が祝日でして、その3連休明けに国会に出てきてほしいという依頼を受けました。NHK予算案を審議いたします、衆議院の総務委員会で、民進党の国会議員さんから当審議会が、NHK予算案に付する総務大臣の意見を妥当と判断した理由について、直接聞きたいという要請があったためでした。本当に驚きましたが、当時の鈴木放送政策課長、今の電波部長さんです。それから秋本総務課長、今の情報流通行政局長さんです。さらには事務局の皆様にもお手伝いいただきまして、おかげさまで何とか無事に衆議院の総務委員会で参考人として説明を終えることができました。この件を通じまして、本審議会がいかに責任の重い審議会であるかということのを再認識いたしました。

最後3点目ですが、早や3年近く前になりますが、2018年4月の審議会で、国内の第4の携帯電話事業者といたしまして、楽天モバイルの新規参入を認め、1.7GHz帯の電波の割当てを行ったこととございます。随分話題になりました。私自身も新規参入は競争を促進する上で大変望ましいと思う反面、携帯電話事業立上げの大変さを考えますと、楽天モバイルについては、厳しい附帯意見を付けた上で認可せざるを得ないと判断いたしました。

結果的に、相当苦勞なさったように伺っておりますが、何とか無事にサービスを開始されたことを、ほっとするとともにうれしく思っております。ただ、これからも苦難が予想されるわけですが、ぜひとも頑張ってください、成功

裏に事業を継続して行ってほしいと願っております。

以上、思い出は本当に尽きないぐらいたくさんあるのですが、3点に絞ってお話しさせていただきました。なお、コロナ禍で昨年4月以降、今回に至るまでずっとウェブの会議が継続しておりまして、その間、審議会メンバーの皆様と一緒に歓送迎会など、リアルに顔を合わせる会合が開けなかったことが唯一の心残りではありますが、審議会自体につきましては、大きな支障なく開催できましたこと、本当によかったと思います。

最後になりましたが、6年間にわたって、大変お世話になりました委員の先生方、事務局の皆様、そして審議会にいつも同席してくださいました総務省の関係の皆様に、改めまして厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。どうも皆様、ありがとうございました。